

厚生労働大臣が定める揭示事項等

2025年8月7日

当院は、保健医療機関指定の病院です。

以下の事項について健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、関東信越厚生局に届出を行って診療している保険医療機関です。

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制に関する事項

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

地方厚生局長への届出事項に関する事項

当院は、厚生労働大臣の定める以下の施設基準について届出をしています。

- * 地域一般入院基本料 地域一般入院料3
- * 看護配置加算
- * 看護補助加算2
- * 療養環境加算
- * 診療録管理体制加算3
- * 入退院支援加算2
- * 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- * 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- * CT撮影及びMRI撮影
- * 酸素の購入価格に関する届出

入院基本料に関する事項

【2階病棟について】

一般病棟は「地域一般入院料3」の届出を行っております。

当病棟では、1日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時間帯	1人当たりの受け持ち数
朝9時～夕方17時	13人
夕方17時～深夜1時	13人
深夜1時～朝9時	13人

また、1日65人に対して4人以上の看護補助者が勤務しています。

【3・4階病棟について】

一般病棟は「地域一般入院料3」の届出を行っております。

当病棟では、1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時間帯	1人当たりの受け持ち数
朝9時～夕方17時	10人
夕方17時～深夜1時	20人
深夜1時～朝9時	20人

また、1日65人に対して4人以上の看護補助者が勤務しています。

入院時食事療養（Ⅰ）に係る届出

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）に関する届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。
また、入院中の食事療養標準負担額は以下の通りです。

区分		1食あたりの負担額
住民税課税世帯		510円
低所得Ⅱ	入院日数が90日までの場合	240円
住民税非課税世帯	過去1年間で90日を超える入院の場合	190円
低所得Ⅰ （所得が一定の基準に満たない方など）		110円
難病患者、小児慢性特定疾病患者の方 （住民税非課税世帯を除く）		300円

一般名処方加算に関する事項

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

※一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しておりますので、発行を希望される方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行いたします。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

保険外負担に関する事項

当院では、証明書・診断書、特別室の利用等に関して利用回数(日数)に応じた実費の負担をお願いしています。

内容につきましては、別掲の「各種料金のご案内」をご参照ください。

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切行っておりません。

※ 不明な点などがございましたら、総合受付までお申し出願います。

医療法人社団福寿会 みらいリハビリテーション病院